

オンライン資格確認等システムによる
特定健康診査情報の提供に関する不同意申請書

私は、新座市国民健康保険が、オンライン資格確認等システムにより、当該国民健康保険に加入する前に加入していた保険者に対し、特定健康診査情報の取得の作業を行うことに同意しません。

記入日： 年 月 日

新座市長 宛て

申請者記名欄

被保険者証	記号	埼新	番号	(枝番)
フリガナ				
氏名				
(代理人記入の場合、代理人氏名)				(続柄)

オンライン資格確認等システムによる特定健康診査情報の提供について

新座市国民健康保険（以下「新座市国保」という。）は、オンライン資格確認等システムを導入しています。

オンライン資格確認等システムは、政府が医療保険制度の効率的な運営を図るために推進しているものであり、このシステムの機能の1つとして、新座市国保に加入する前に加入していた健康保険（以下「旧保険者」という。）において、実施された特定健康診査の情報を、新座市国保に提供することが可能となっており、提供にあたっては、加入者本人への説明及び同意を得ることは不要とされています。

一方、加入者が、旧保険者で実施された特定健康診査の情報を、オンライン資格確認等システムにより、新座市国保に提供することを希望しない場合は、加入者から新座市国保に対してその旨の申し出をすることが可能であり、加入者から申し出があった場合は、新座市国保は、旧保険者に対して特定健康診査の情報の提供を依頼しません。

提供を希望しない場合は、「不同意申請書」を国保年金課へ提出してください。

1 提供される具体的な情報項目について

- ・ 特定健康診査受診年月日
- ・ 特定健康診査情報（身長、体重、腹囲、血圧、尿検査・血液検査結果等）

※ 提供された特定健康診査の情報は、医療情報とともに分析し、皆さまの保健事業に役立てます。

※ 上記、特定健康診査の情報は、「不同意申請書」を提出することにより、その全てが旧保険者から新座市国保に提供されません。

2 不同意による効果と留意事項について

本申請をもって新座市国保はオンライン資格確認等システム上に設定を行い、新座市国保が、加入者が過去に加入していた全ての保険者が保有する特定健康診査情報が閲覧できないようにします。

ただし、今後新座市国保から別の保険者へ異動した場合、異動先の保険者が、加入者が過去に加入していた保険者の保有する特定健康診査の情報を閲覧できないようにするために、システム上の設定が再度必要となることから、異動先の保険者に対して不同意に係る本申請書を再度提出する必要があります。

〈問合せ先〉

新座市役所国保年金課保健事業係

電話：048-424-4853（直通）